参議院議員福島みずほ君提出原子力災害対策特別措置法及び原子力災害への対応に関する質問に対す

る答弁書

一について

菅 前 内 閣 総理大臣 (T) 辞職後 \mathcal{O} 個別 の発言に係るお尋ねについては、 政府としてお答えすることは差 し控

えたい が、 国は、 これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っており、 東京電· 力株

式会社 (以 下 「東京電力」という。) の福島第一 原子 力発電所の事故 (以下「本件事故」という。

0)

対応についても、 その 責任を踏まえて行われるべきものと考えている。

二及び三について

野 田 内 閣 総理大臣 は、 平成二十三年九月二日に内閣総理大臣に就任して以降、 本件事故に係る原子力災

害対策本部長とし ての職務を遂行しており、 必要に応じて、 原子力災害対策特別措置法 (平成十一 年 法律

第百五十六号。以下「原災法」という。) 等に関する説明を受けている。 現在、 本件事 故 $\widehat{\mathcal{O}}$ 教訓 を踏まえ、

原子 力防: 災 対策 の見直 しを行 っているところであり、 玉 が 地方自治体及び 原子力事 業者等と共 同 して行う

こととしている原子力防災訓練については、 本件事故の発生以降行われてい ないが、 今後、 当該見直しを

踏まえ、実施時期や内容等に係る検討を行うこととしている。

四について

原災法第二十八条第 一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百

以 下 「災対法」という。) 第四十八条第 項の 規定に基づき、 原子力事業者を含む 災害予 防 責

任者は防災訓練を実施しなければならないとされているが、 必ずしも本件事故のようなシビアアクシデン

 \vdash を想定した防災訓練を実施しなければならないとはされていなかった点等については、 十分反省し、 原

子力防災 の抜本的改善を図ることが必要であると認識している。 このため、 原子力事業者に対しては、 本

件 事 故 のようなシビアアクシデントを想定した原子力防災対策 \bigcirc 強化を求 めることとし、 法令上で明 確 に

するため の検討を進めているところである。 また、 国においては、 万一、原子力施設において本件事 故 $\widehat{\mathcal{O}}$

ようなシビアアクシデントが発生した場合等に備え、 周辺住民の防護措置についての新たな基準や手順の

整備等を進めているところである。

五及び六について

政 府としては、 原災法の円滑な運用を図るため、 原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第

る。 原子力発電 規定に基づき、 百九十五号)及び原子力災害対策特別措置法施行規則 を定め、 加えて、 また、 所の お 尋 事 防 ね 災基 故に対応することを目的として先の答弁書 原災法第二十八条第 0 「マニュア 本 . 計 画 を定め、 ル が何を指すの 更に当該 項の 規定により読み替えて適用される災対法第三十四 計 画 カン に基づき指 必ずしも明ら (平成十二年総理府・通商 (平成二十三年十一月二十二日内閣参質 定行政 ゕ ではないが、 機関ごとに防 産業省 これら 災業務 0 ·運輸省令第二号 計 計 画 画 を定め を 条第一 運 用 項の 二 七 7

国会に提出 原子力災害 これらのうち、 してい 対策 7 原子力災害対策特別措置法施 る原災法の改正案、 = ユ アル (平成十二年八月二十九 東京電力福島 行令、 原子力発電所における事 日 原子力災害対策特 原子力災害 1危機管 莂 理 措置法 関 故調 係省庁 施 査 行 会議 |規則 検 証 に 委員会が平成二 防災基 つ 1 7 本 は、 計 画 今

九第二一号)一に

ついてでお示ししたとおり、

各府省等において規程等を作成してい

は 十三年十二月二十六日に取 現在 検討 中であ る。 また、 りまとめた その 他 \mathcal{O} 規程等につい 「中間報告」 · ~ 等を踏まえ改めることとしており、 は、 政府全体としての 原子力防災対策に その内 · 係 容につい る検 討 状 て

高 況 を踏 7 水準 まえ を目指 つつ、 して取り組むべきものであり、 個 莂 に . 検 討 を進 め 7 ١ ١ くこととしてい 政府としては、 る。 なお、 その充実に向け不 原子力防 災対策 断に努めているところで に つい 7 は 常 に ょ ŋ

七について

福 島原子力発電所事故対策統合本部 (当時) については、 政府において、 東京電力と同じ場所で本件事

故 \mathcal{O} 現場 \mathcal{O} 情報を共有しつつ機動的な判断及び指示を行うため、平成二十三年三月十五日に設置した事実

上の組織である。

八について

原子力災害対策本部は、 原災法に基づき、 原子力防災組織を含む関係機関が実施する緊急事態応急対策

 \mathcal{O} 総合調整を行うことをその所掌事務としていることから、 原子力災害対策本部長たる内閣 総 理大臣と福

島第一原子力発電所の原子力防災組織を統括する同発電所長とが直接話すことについては、必ずしも、 原

災法に反するものではないと考えている。